行田都市計画道路の変更(埼玉県決定)

都市計画道路中 3·3·2 号国道 125 号行田バイパスほか 3 路線を次のように変 更する。

種別	名 称		位置			区域	構造				
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の 区間にお ける鉄道 等の交差 の構造	備考
幹線街路	3.3.2	国道 125 号行田バ イパス	行田市 大字上 池守字 八木沼	行田市 大字下 須戸字 長田	行田市 大字小 見字辻 前通	約 7,500m	地表式	4 車線	23. 5m	秩立 全 を を を を を を を を を を を を を	
	3.5.7	長野荒木線	行田市 大字長 野字天 沼	行田市 大字荒 木字新 堀	行田市 大字小 見字屋 敷通	約 1,880m	地表式	2 車線	12m	幹線街 路と平 面交差1 箇所	
	3.5.11	行田市駅 通古墳群 線	行田市 大字谷 郷字稲 荷宮	行田市 大字埼 玉字富 士山通	行田市 佐間一 丁目	約 2,880m	地表式	2 車線	12m	幹線街 路と平 面交差 4 箇所	
			なお、行田市中央地内に行田市駅南口駅前交通広場を設ける。								
	3.5.14	常盤通佐間線	行田市 大字和 田字道 下	行田市 佐間一 丁目	行田市 忍一丁 目	約 3,400m	地表式	2 車線	12 m	秩道体幹路市通線体幹路面箇父と交線行駅北と交線と交所鉄立差街田前谷立差街平差	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を 踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」(平成25年6月)を定めました。

指針に基づき、都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、変更を行うものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、行田都市計画道路(埼玉県決定)の変更についての理由を示したものです。

I. 行田都市計画区域における位置等

行田都市計画区域は、都心から約60km圏、埼玉県の北部に位置しています。 また、行田都市計画区域に含まれる土地の区域は、行田市の行政区域の全域です。

【3・3・2号国道125号行田バイパス】

本路線は、熊谷市境を起点とし、羽生市に至る延長約7,500m、幅員23.5mの幹線街路です。

【3・4・7号行田北口通荒木線】

本路線は、大字皿尾を起点として、市の中心部地域を横断し、羽生市に至る延長約5,170m、幅員16mの幹線街路です。

【3・5・11号行田駅通古墳群線】

本路線は、3・6・13号行田市駅前通北谷線を起点とし、大字埼玉に至る延長約2,880m、幅員12mの幹線街路です。

【3・5・14号常盤通佐間線】

本路線は、3・3・2号国道125号行田バイパスを起点として、市の中心市街地を縦断し、3・4・6号昭和通線に至る延長約3,400m、幅員12mの幹線街路です。

Ⅱ. 変更理由

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」(平成25年6月)を定めました。

指針に基づき、都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、「3・4・7号行田北口通荒木線」について、周辺の土地区画整理事業の中止など、まちづくり将来像の変化に伴い、周辺道路が本路線の交通機能の代替を果たすことから、一部区間を廃止するとともに名称を変更するものです。

このことに伴い、交差する「 $3 \cdot 5 \cdot 14$ 号常盤通佐間線」について、右折帯及び隅切りが不要となることから、一部区域を変更するものです。

また、「3・3・2号国道125号行田バイパス」について、接続する「3・4・6号昭和通線」の一部区間の廃止(市決定)に伴い、一部区域を変更し、「3・5・11号行田駅通古墳群線」について、現状に則した名称に変更するものです。

Ⅲ. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	内 容
3・3・2 号国道 125 号行田バイパス	約7,500m	4 車線 (-)	23.5m	・一部区域の変更・車線数の決定
3・5・7 号長野荒木線(3・4・7 号行田北口通荒木線)	約 1,880m (約 5,170m)	2 車線 (一)	12m (16m)	・一部区間の廃止・名称の変更・車線数の決定
3・5・11 号行田市駅通古墳群線 (3・5・11 号行田駅通古墳群線)	約 2,880m	2 車線 (一)	12m	・名称の変更・車線数の決定
3・5・14 号常盤通佐間線	約3,400m	2 車線 (一)	12m	・一部区域の変更・車線数の決定

カッコ内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①道路(行田市決定)
- ②用途地域(行田市決定)
- ③特別用途地区(行田市決定)
- ④防火地域及び準防火地域(行田市決定)